

質問回答書(認知症対応型共同生活介護)

質問項目	質問内容	回答
既存施設との併設について	公募要領に記載されている * 既存施設との併設の場合、条件があります。 について教えてください。	既存の建物が補助金の交付を受けている場合、既存の建物に変更が生じた際、補助金返還などの可能性があります。新たな建物についても、既存建物との関係で補助金が採択されない可能性があります。
同一建物について	今回の新規事業所を既存建物に増築で建設する場合、既存の建物の一部滅失などが無く、新規事業所部分の増改修のみを行う場合問題ないと思っておりますがどうなりますか。	増築に関しては問題ありませんが、既存の建物が補助金の交付を受けている場合、既存建物との関係で補助金が採択されない可能性や、工事の内容によっては補助金返還などの可能性があります。
提出様式について	様式3事業運営に関する調書、及び様式7運営趣意書ですが、エクセル形式での様式が配布されていますが、ワード形式での提出とさせていただきますてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
様式5) 役員経歴書	職務内容の記載について 医療、介護分野以外の記載についてはどういった記載にて行えば良いか、ご教示願います。	職種(事務職、営業職等)を記載してください。
(2)サービスの種類 ①認知症対応型共同生活介護 ※既存の施設との併設の場合、条件があります。	現在特別養護老人ホームが建っている同一敷地にグループホームを新築することは公募上可能でしょうか。(棟別で新築いたします)	可能です。
(4)応募の要件 ⑧略(市街化調整区域に新たに建設される場合、県への申請から建設の許可を得るまで約数ヶ月必要です)	現在所有している土地に、敷地を増加して開発許可をとる場合、増加した部分の敷地が借地でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
(4)応募の要件 ⑧令和5年2月28日までに整備が完了し、かつ令和5年3月1日付で事業の開始が見込めること。 8 選定事業者決定後の手続き	来年度(令和4年度)中に事業所の建設等開設準備を行い、事業開始の準備が整った時点で、市長に指定申請書を提出するとありますが、来年度中に開所することが絶対条件でしょうか。 また、コロナ等の影響で工事が遅れ場合は、工期の延長をすることはできるのでしょうか。	公募要領に記載のとおり、令和4年度中の開設を厳守してください。公募要領8ページに記載のとおり、コロナ感染症等を理由に年度をまたぐ整備事業の延期は認めません。
土地について	土地を定期借地にて賃貸する予定ですが、その土地に「原因 ●年●月●日相続による相続税及び利子税の●年●月●日設定」抵当権者 財務省(取扱庁 ●●税務署)にて設定されています。申請に当たって問題ないでしょうか?	申請に関しては問題ありませんが、将来的にトラブルにならないよう地権者とはよく協議してください。
土地について	土地を定期借地にて賃貸する場合において、賃貸借期間の最低期間の記載がありません。最低期間を教えてください。	明確な最低期間は設けていませんが、地域密着型サービスの基本理念をご理解いただき、期間設定をお願いします。なお、補助金を前提に施設整備を計画される場合は、財産処分の観点から、厚生労働省・近畿厚生局ホームページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/news080901.html 及び、同ページ内の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」をご参照ください。
土地について	公募要領9(1)において、土地賃貸借において、土地所有者との賃借が確実であることが確認できる書面の様式は、条件付契約書及び合意書にて任意の書類でいいのでしょうか?	任意の書類で可能です。